

## 公益社団法人静岡県茶業会議所役員報酬等規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人静岡県茶業会議所（以下「当法人」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、会員総会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

**第3条** 常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 非常勤役員には、報酬等を支給しない。

### (報酬等の額の決定)

**第4条** 常勤役員に支給する報酬及び役員賞与の限度額（以下「報酬限度額」という。）は、会員総会の決議により決定し、別表に明確にする。

- 2 常勤役員の報酬及び役員賞与の額は、報酬限度額の範囲内で理事会の決議により決定する。

### (退職手当)

**第5条** 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退

職した者に支給するものとし、死亡により退職したものについては、その遺族に支払うものとする。

2 退職手当の支給に関しては、公益社団法人静岡県茶業会議所役員の退職手当に関する規程の定めるところによる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、会員総会の決議により行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人静岡県茶業会議所の設立の登記の日から施行する。

別表

常勤役員の報酬限度額	5, 200, 000円
------------	--------------